

配水管等布設工事における指名競争入札にかかる事務手続き要領

平成24年4月9日

水道部内規第8号

改正 平成27年3月30日水道部内規第6号

平成28年4月1日上下水道部内規第9号

令和3年10月1日上下水道部内規第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、上下水道部が発注する配水管等布設工事における指名競争入札参加者指名基準(以下「指名基準」という。)第2条に基づき、入札に参加しようとする者及び参加資格を得た者が行う事務手続き並びに提出様式を定める。

(平成28年上下水道部内規・一部改正)

(登録申請)

第2条 配水管等布設工事の指名競争入札に参加しようとする者は、配水管等布設工事における指名登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて舞鶴市水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)へ提出しなければならない。

- (1) 配水管技能者選任・解任届出書(様式第2号)
- (2) 舞鶴市水道事業の緊急応援業務に関する覚書
- (3) 緊急対応時の連絡先届出書(様式第3号)

2 前項第1号に規定する届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 公益社団法人日本水道協会が交付する配水管技能者登録証の写し
- (2) 配水管技能者が正社員であることを証明する書類

(平27水道部内規6・一部改正)

(登録承認)

第3条 管理者は、前条により登録申請をした者が、指名基準を満たしていると

きは、申請を承認し、その旨を文書(様式第4号)で通知するものとする。

(変更等の届出)

第4条 前条により管理者から承認通知を受けた者(以下「登録業者」という。)

は、次のいずれかに掲げる事項に該当するときは、その旨を管理者に届出しなければならない。

- (1) 配水管技能者を選任又は解任するとき
- (2) 配水管技能者選任・解任届出書で届出した事項に変更があったとき
- (3) その他第2条により提出した書類の記載事項に変更があったとき(前号に該当するものを除く)

2 登録業者が前項第1号により配水管技能者を選任又は解任しようとするときの手続きは、第2条第1項第1号及び第2項の定めによる。

3 登録業者は、第1項第2号に掲げる変更があったときは、配水管技能者届出事項変更届出書(様式第5号)を管理者へ提出しなければならない。

4 登録業者は、第1項第3号に掲げる変更があったときは、登録事項変更届出書(様式第6号)に当該事由を証する書面を添えて、管理者へ提出しなければならない。

(受注時における配水管技能者の通知)

第5条 配水管等布設工事を受注した者(以下「受注者」という。)は、第2条により届出した者の中から工事を担当する者を選択し、配水管技能者通知書(様式第7号)で管理者へ通知しなければならない。

2 受注者は、前項で通知した配水管技能者を交代するときは配水管技能者変更通知書(様式第8号)を管理者へ提出しなければならない。

(登録取消し)

第6条 管理者は、登録業者が指名基準を満たさなくなったとき又は登録取消しの申し出があったときは登録を抹消し、配水管等布設工事における指名登録取消通知書(様式第9号)を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前にされた手続きその他の行為は、この要領によりされた手続きその他行為とみなす。

附 則(平成27年3月30日水道部内規第6号)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年4月1日水道部内規第9号)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和3年10月1日水道部内規第3号)

この要領は、令和3年10月1日から適用する。

## 配水管等布設工事における指名登録申請書

年 月 日

（宛先） 舞鶴市長

申 請 者

住 所

氏名又は名称

代表者

TEL（ ） ー

FAX（ ） ー

上下水道部が発注する配水管等布設工事における指名競争入札の登録業者への登録を申請します。

### 添付書類

- ・配水管技能者選任・解任届出書
- ・舞鶴市水道事業の緊急応援業務に関する覚書
- ・緊急対応時の連絡先届出書

## 配水管技能者選任・解任届出書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

住 所

氏名又は名称

代 表 者

上下水道部が発注する配水管等布設工事における指名競争入札参加者指名基準第2条第2号に規定する配水管技能者の（選任・解任）を届出します。

### 記

氏 名	生年月日	資格者証 交付番号	取得資格			登録日	有効期限	選任・ 解任 年月日
			一般 継手	耐震 継手	大口 径			

※届出書には、配水管技能者登録証の写し及び元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証、源泉徴収簿及び領収済通知書等）の写しを添付してください。

## 舞鶴市水道事業の緊急応援業務に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、舞鶴市水道事業 舞鶴市長（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）との間において、  
配水管等において事故等が発生し、緊急に復旧作業等を行わなければならない  
場合、水道事業を遂行する上で甲の要請に応じて行う復旧作業等応援業務に必  
要な事項を定めるものとする。

(応援業務内容等)

第2条 応援業務内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 復旧作業及び関連作業
  - (2) 復旧資機材の供出
  - (3) 給水活動及び活動に伴う資機材の供出
  - (4) 広報活動及び活動に伴う資機材の供出
- 2 乙は、土木工事を含む復旧作業が出来る人員及び資機材が確保できること。  
3 応援業務の内容については、甲が乙の実績と施行能力を勘案して決定するも  
のとする。

(応援の要請)

- 第3条 甲は、事故等が発生し緊急対応を必要とする場合は、事故の発生場所及  
び状況等を明らかにし、乙に要請する。
- 2 要請は、復旧作業等応援業務に応じられ、この覚書を交わした事業所を輪番  
制に割振り、当番となった事業所(以下「当番業者」という。)へ行う。
  - 3 大規模事故等で当番業者のみで対応できないと判断した場合は、必要に応じ、  
複数の業者に要請する。
  - 4 要請は、水道事業の持つ特性に鑑み、休日及び時間帯を問わずに行うもの  
とする。

(待機体制の保持)

- 第4条 乙は、事業所内で連絡網等を整備し、当番時における要請に対し速やか  
に応じられる体制を保持すること。
- 2 当番業者は、甲の要請に対しておおむね1時間以内に応援業務体制を整え、  
復旧作業に取りかけられること。
  - 3 乙は、甲に対して代表連絡者（第3位まで）を書面により届け出なければな  
らない。
  - 4 乙は、前項の届出内容に変更がある場合は、甲に対して書面により速やかに  
届け出なければならない。

(復旧等作業手順)

第5条 復旧等の作業は、甲の指示により行うものとする。

(事務処理)

第6条 緊急対応であることから、甲、乙とも作業終了後速やかに所定の手続を行うこと。

(費用の支払)

第7条 応援業務等に要した費用の支払いについては、甲の精算に基づき乙に支払うものとする。

(罰則)

第8条 甲は、第3条第1項の規定に基づく応援の要請に対して乙が正当な理なくこれを拒んだ場合、乙を指名回避することができる。

(覚書期間)

第9条 この覚書の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、覚書期間満了1箇月前までに甲、乙いずれか一方より何らかの申し出がない場合は、さらに覚書期間を1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協議)

第10条 甲と乙は、本覚書に定めのない事項については、甲、乙協議により定めるものとする。

上記覚書の取り決めに証するため、本書を2通作成し記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

乙

## 緊急対応時の連絡先届出書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者

舞鶴市水道事業の緊急応援業務に関する覚書第4条第3項(第4項)の規定に基づき、連絡先(の変更)を下記のとおり届出します。

記

第 1 連絡先	氏 名	
	電話番号	
	携帯番号	

第 2 連絡先	氏 名	
	電話番号	
	携帯番号	

第 3 連絡先	氏 名	
	電話番号	
	携帯番号	



様式第4号（第3条関係）

舞鶴市上下水道部指令第 号

様

年 月 日付けで申請のあった上下水道部が発注する配水管  
等布設工事における指名競争入札への参加申請については、承認します。

年 月 日

舞鶴市長 印

## 配水管技能者届出事項変更届出書

年 月 日

（宛先）舞鶴市長

住 所

氏名又は名称

代 表 者

既提出の配水管技能者選任・解任届出書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので届出します。

### 記

氏名	変更内容	変更前	変更後
	取得資格 有効期限 その他 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )
	取得資格 有効期限 その他 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )
	取得資格 有効期限 その他 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )
	取得資格 有効期限 その他 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )	一般・耐震・大口径 年 月 日 ( )

※配水管技能者登録証（写し）を添付してください。

## 登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）舞鶴市長

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者

配水管等布設工事における指名競争入札に関する事務手続き要領第4条第4項に基づき、次のとおり変更の届出します。

変更に係る 事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

## 配水管技能者通知書

年 月 日

（宛先）舞鶴市長

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者

次の工事について、上下水道部が発注する配水管等布設工事における指名競争入札参加者指名基準第2条第2号に規定する配水管技能者を下記のとおり定めたので通知します。

下記配水管技能者は、当該工事の管布設作業時には駐在し、工事の適格な施工を確保することを誓約します。

工事名	
工事番号	舞 工第 号
工事場所	舞鶴市

### 記

配水管技能者 氏 名	⑩
工事期間	年 月 日から 年 月 日

※ 配水管技能者は元請業者の常勤職員であることを要します。

## 配水管技能者変更通知書

年 月 日

（宛先）舞鶴市長

住 所

氏名又は名称

代 表 者

次の工事について、配水管技能者を下記のとおり変更したので通知します。  
変更後の技能者は、当該工事の管布設作業時には駐在し、工事の適格な施工を確保することを誓約します。

工事名	
工事番号	舞 工第 号
工事場所	舞鶴市

### 記

変更後	技能者名	Ⓜ
	従事期間	年 月 日から 年 月 日
変更前	技能者名	
	従事期間	年 月 日から 年 月 日

※変更後の配水管技能者は、元請業者の常勤職員であることを要します。

## 配水管等布設工事における指名登録取消通知書

年 月 日

様

舞鶴市長 ④

下記により 年 月 日付けで指名登録を取消します。

記

取消し理由